

## 令和3年度第2回

# 東北町農業委員会総会議事録

期日 令和3年5月14日

場所 コミュニティセンター未来館  
2階 集会室

令和3年度第2回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 コミュニティセンター未来館 2階 集会室

2. 開会日時 令和3年5月14日(金) 午後1時30分

3. 閉会日時 令和3年5月14日(金) 午後2時53分

4. 出席農業委員(13名)

1番	乙部繁作	2番	竹内勝子
5番	木村豊三郎	6番	小野寺正八
7番	甲地武彦	8番	蛭名修二
9番	甲地俊隆	10番	蛭沢清子
11番	沼尾京子	12番	蛭名勲
13番	米内山隆博	14番	沼尾幸一
15番	久保田正一		

5. 欠席農業委員(2名)

3番	大坂實	4番	岡山敬一
----	-----	----	------

6. 出席農地利用最適化推進委員(2名)

旭 笹倉隆悦 表町 山田昭二

7. 欠席農地利用最適化推進委員(3名)

栄沼	鶴ヶ崎勝也	徳万才	佐々木祐輔
千曳	藤井久		

## 8. 会議に付した案件

報告第7号	農地の転用事実に関する照会について
報告第8号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第9号	競（公）売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
報告第10号	使用貸借合意解約書の受理について
報告第11号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第4号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第6号	東北町農用地利用集積計画の決定について

## 9. 議事録署名委員

9番 甲 地 俊 隆      10番 蛭 沢 清 子

## 10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 河 島 徳 悦      事務局主査 荒 木 浩 美

## 11. 書 記

事務局副参事 竹 内 恒 幸

事務局 ただいまから、5月6日に招集通知しました、第2回東北町農業委員会総会を開催致します。  
本総会の出席委員は13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立致しました。  
尚、農地利用最適化推進委員2名の出席があります。  
本日、3番 大坂 實 委員、4番 岡山 敬一 委員より、会議規則第4条の規定に基づく、欠席届出がありましたので、ご報告致します。

それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

(会長挨拶省略)

事務局 それでは、東北町農業委員会、会議規則第5条により、会長は会議の議長となり、議事を整理することになっておりますので、会長より、議事進行をお願いします。

会 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 これより、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。  
総会の提出案件は、報告5件、議案3件であります。  
充分なるご審議をお願いします。

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題とします。

お諮りします。  
議長の私から指名する事に、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議長において指名する事に決定しました。

議事録署名者には、9番甲地俊隆委員、10番蛭沢清子委員を指

議 長 名致します。  
尚、書記には、竹内副参事を任命致します。

議 長 日程第2 会期の決定について、議題とします。  
総会の会期は、本日1日とする事に、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり

議 長 異議なしと認め、総会の会期は、本日1日とする事に決定しました。

議 長 日程第3 報告第7号 農地の転用事実に関する照会について  
議題とします。  
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局 1ページをお開き下さい。  
報告第7号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告するものです。  
尚、現地確認は、5月6日、農業委員1名 木村 豊三郎 委員及び農地利用最適化推進員1名 佐々木 祐輔 推進委員と事務局職員2名により遅滞なく現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認しています。

2・3ページをお開き下さい。  
受付番号4番から10番、7件について説明致します。  
(受付番号4番から10番、7件を朗読説明省略)  
以上、7件です。

議 長 ただいま、事務局より報告第7号の朗読及び説明がありました。  
ご質疑等ありませんか。

小野寺正八 報告第7号の農地転用事実に関する照会の中で、5番と8番の現況について、もう少し詳しく説明願います。  
委員

竹内副参事 はい、5番は、小屋及びプレハブが建っている状況でした。8番は、牛を飼っていて、牛舎が建っている状況でした。

小野寺正八  
委員

はい、わかりました。

議 長

その他、質疑等はありませんか。

(質疑なし) の声あり

議 長

質疑なしと認め、報告第7号は原案のとおり報告済と致します。

議 長

日程第4 報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、議題とします。  
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局

4ページをお開き下さい。  
報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、この事について、別紙のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので報告するものです。

5・6ページをお開き下さい。  
(受付番号6番から13番、8件朗読説明省略)  
以上、8件です。

議 長

ただいま、事務局より報告第8号の朗読及び説明がありましたら  
ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり

議 長

質疑なしと認め、報告第8号は、原案のとおり報告済と致します。

議 長

日程第5 報告第9号 競(公)売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について議題とします。  
事務局より朗読及び説明を願います。

事務局

7ページをお開き下さい。  
報告第9号 競(公)売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について、最高価買受申出人等となった競売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので、報告するものです。

事務局 8ページをお開きください。  
(受付番号1番から2番、2件朗読説明省略)  
以上、2件であります。

議長 ただいま、事務局より報告第9号の朗読及び説明がありました。  
ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり

議長 質疑なしと認め、報告第9号は、原案のとおり報告済と致します。

議長 日程第6 報告第10号 使用貸借合意解約書の受理について  
議題とします。  
事務局より、朗読及び説明を願います。

事務局 9ページをお開き下さい。  
報告第10号 使用貸借合意解約書の受理について、この事につ  
いて、別紙のとおり使用貸借合意解書を受理したので、報告する  
ものです。

10ページをお開き下さい。  
(4番から6番、3件朗読説明省略)  
以上、3件です。

議長 ただいま、事務局より報告第10号の朗読及び説明がありましたが、  
ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり

議長 質疑なしと認め、報告第10号は、原案のとおり報告済と致しま  
す。

議長 日程第7 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通  
知書の受理について、議題とします。  
事務局より朗読及び説明を願います。

事務局 11ページをお開き下さい。  
報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理

事務局 について、農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

12ページをお開き下さい。  
(受付番号7番、1件朗読説明省略)  
以上、1件であります。

議長 ただいま、事務局より報告第11号の朗読及び説明がありました。ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり

議長 質疑なしと認め、報告第11号は、原案のとおり報告済と致します。

議長 日程第8 議案第4号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、議題とします。  
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 13ページをお開き下さい。  
議案第4号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり(1)所有権移転12件、(2)賃貸借権2件の許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

14ページから21ページをお開き下さい。  
所有権移転12件、賃貸借権2件について説明致します。

(受付番号5番から16番、12件朗読説明省略)  
以上、所有権移転12件であります。

続いて、賃貸借権2件の説明を致します。  
(受付番号1番、2番、2件朗読説明省略)  
以上、賃貸借権2件であります。

議長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありました。ご異議ありませんか。



蛭名修二 議案第4号 農地法第3条許可申請の賃貸借権の中で、2番の内容について、貸付人の経営面積10,323㎡に対し、賃貸借面積が9,378㎡ですが、残りの農地の利用状況についての説明をお願いします。

竹内副参事 はい、残りの農地の利用状況についてですが、地目が田、面積が945㎡で自作地となっている訳ですが、今のところ未だ、利用についてははっきりしていない状況ですので、相談等があった場合は、農地中間管理機構を推奨していきたいと思います。

蛭名修二 委員 はい、わかりました。

議長 その他、質疑等はありませんか。

(異議なし) の声あり

議長 異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり許可する事に決定しました。

議長 日程第9 議案第5号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、議題とします。  
事務局より議案朗読及び説明を願います。

事務局 22ページをお開き下さい。  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第7条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付する為の意見を求めるもので、(1)所有権移転1件について現地調査が行われております。

23ページをお開き下さい。  
尚、所有権移転申請箇所的位置等は24ページのとおりです。  
(受付番号2番、所有権移転1件朗読説明省略)  
以上、1件であります。

議長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありました。  
これには、現地調査が行われていますので、木村豊三郎委員より現地調査の報告をお願いします。

木村豊三郎  
委員

議案第5号の現地確認の報告を致します。

23、24ページ、5月6日に佐々木 祐輔 農地利用最適化推進委員及び事務局と現地に行き、申請者（譲受人）立ち会いのもと現地確認を行いました。申請地は、青い森鉄道上北町駅より南東へ約1kmの距離にあり県道八戸―野辺地線と青い森鉄道の間の場所で、舗装された町道に面しており、道の駅小川原湖に近い場所で、周囲に住宅等の建物も多く都市計画用途地域の第1種住居地域に指定された地区です。転用の目的は、賃貸住宅の建築です。現況においては、境界が明確であり、周辺に被害を及ぼす影響はないと見て、許可相当と判断してまいりました。  
以上、報告致します。

議 長

ご苦労様でした。

ただいま、木村豊三郎委員より現地調査の報告が終わりました。  
本案について、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり

議 長

異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり許可する事に決定し、許可相当として、県知事に意見を送付致します。

議 長

日程第10 議案第6号 東北町農用地利用集積計画の決定について、議題とします。

事務局より事案朗読及び説明をお願いします。

事務局

25ページをお開き下さい。

議案第6号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北町長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。

26ページをお開き下さい。

町長から農業委員会への承認願いの文書であります。

27ページをお開き下さい。

この議案は、公益社団法人あおもり農業支援センターによる農地中間管理機構の事業となります。最初に農業経営基盤強化促進法による利用権の設定各筆明細書の賃貸借、受付番号3番から5番

事務局 3件について説明致します。  
(受付番号3から5番、3件朗読説明省略)  
以上、3件であります。

次に、28から38ページをお開き下さい。  
使用貸借、受付番号12番から19番、8件について説明致します。  
(受付番号12から19番、8件朗読説明省略)  
以上、8件であります。

次に、39ページをお開き下さい。  
所有権移転、受付番号1番から2番、2件について説明致します。  
(受付番号1、2番、2件朗読説明省略)  
以上、2件であります。

議長 ただいま、事務局より説明が終わりました。  
本案について、ご異議ありませんか。

蛭名勲委員 議案第6号の農用地利用集積計画申請の使用貸借の中で、18番の一部農地の登記地目が山林、現況地目が畑とありますが、登記地目を申請前に農地へ変更する事を農業委員会事務局の方で指導して貰えませんか。

事務局 はい、登記地目は事前に農地へ変更するよう指導を進めていきたいと思  
います。

議長 その他、質疑等はありませんか。

(異議なし) の声あり

議長 異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり承認する事に決定  
しました。

以上で、本日の日程は、全部終了致しました。  
第2回東北町農業委員会総会を閉会致します。

———— 閉会 午後2時53分 ————